

## 群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 知事又は農業事務所長（以下「所長」という。）は、群馬県農業の振興に資するため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定める事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1313号。）及び群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (対象及び交付率等)

第2 この要綱による交付の対象となる事業及び経費並びに補助率等は別表1に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

- 第3 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- 申請書は、本事業で整備する施設の所在地を所管する所長に提出するものとする。ただし、所長の所管する区域を越えて施設を整備する場合等やむを得ない事情があるときは、事業実施主体は申請書を知事に提出することができる。
  - 申請書の提出期日は、毎年度知事又は所長が定める日までとする。
  - 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。  
ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。
  - 所長が交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
    - 補助事業の遂行において群馬県畜産競争力強化対策整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）第2の3の各号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、補助事業者は所長に報告し、警察に通報すること。
    - その他、所長が必要と認める条件
  - 間接補助事業の場合にあっては、補助事業者は、実施要領第2の2に定める事業実施主体に対し、交付の目的に従って相当の反対給付を受けないでなす補助金を交付するものとする。
  - 前項の間接補助金は、暴力団等に交付しないものとする。
  - 間接補助事業者が暴力団等であることを知ったときは、補助事業者は間接補助金の交付を取り消すものとする。
  - 間接補助事業者が暴力団員等から不当な要求行為を受けたことを知ったときは、補助事業者は所長に報告し、警察に通報するものとする。

### (変更承認申請)

第4 補助事業者は、経費の配分又は事業内容の変更について、規則第9条第1項第1号の規定に基づき、知事又は所長の承認を受けようとする場合には、別記様式2号により変更承認申請書を知事又は所長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第5 規則第9条第1項第1号に規定する知事があらかじめ定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外とする。

(指示申請)

第6 補助事業者は、規則第9条第2項の規定に基づき知事又は所長の指示を求める場合には、事業が予定の期間に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事又は所長に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第7 規則第10条に規定する報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに知事又は所長に提出するものとする。

ただし、知事が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 知事又は所長は、前項に定める時期のほか、本事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(概算払請求)

第8 補助事業者は、規則第7条第2項の規定に基づき概算払いにより補助金を受けようとする場合は、別記様式4号の概算払請求書を知事又は所長に提出するものとする。

(実績報告)

第9 規則第11条の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

- 2 実績報告書の提出期日は、原則として事業完了後1ヶ月又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、知事又は所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

- 3 第3条3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、第3条4項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

- 4 第3条4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式6号により速やかに知事又は所長に報告するとともに、知事又は所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事又は所長に報告しなければならない。

(補助事業者の義務)

第10 規則第8条の規定に基づく補助事業者等の義務のほか、補助事業者は当該事業において取得し、又は効用の増加した財産を事前に知事又は所長の承認を受けずに交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。

取得した財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ただし、当該財産について知事が定める期間を経過した場合にはこの限りではない。

- 2 補助事業者は、補助事業等に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の耐用年数に基づく処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式7号の財産管理台帳その他関係書類を整備

保管しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成27年6月12日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の規定は同日以後に交付の決定をした事業から適用するものとし、改正前に交付の決定が行われた事業についてはなおその効力を有するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年2月14日から施行し、改正後の規定は、平成28年10月11日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年2月26日から施行し、改正後の規定は、平成31年2月7日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年3月12日から施行し、改正後の規定は、令和3年2月1日から適用する。

別表 1

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	<p>実施要綱に基づいて行う事業に係る経費</p> <p>1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（施設整備事業）</p>	1/2以内	<p>1 事業費の30%を超える増又は補助金の増</p> <p>2 事業費又は補助金の30%を超える減</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施地区の変更</p> <p>3 事業実施主体又は取組主体の変更</p> <p>4 成果目標の変更</p> <p>5 事業完了年度の変更</p>

別記様式第1号（第3関係）

群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付申請書

文書番号  
年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
（又は 群馬県知事 氏名）

市町村長名 氏 名

市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、群馬県補助金等に関する規則及び群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱に基づき、群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- （注1） 記については、別記様式1号の2を使用する。  
（注2） 承認を受けた畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）実施計画書（実施要領別紙1の別記様式第1号別添）を添付し提出すること。

別記様式1号の2（第3関係）

事業実施主体	
--------	--

I 総括表

区 分	補 助 金	備 考
1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 （施設整備事業） （1）事業費 （2）附帯事務費	円	
合 計		

（注1） 該当する事業についてのみ作成すること。

II 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	事業に要する経費(又は要した経費) ※	負 担 区 分			備 考
			県 費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (施設整備事業) (1) 事業費 (2) 附帯事務費	円	円	円	円	円	
合 計						

※ 市町村が申請する場合：(A)+(B)  
市町村以外が申請する場合：(A)+(B)+(C)

Ⅲ 事業完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

Ⅳ 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県市町村の費用他	円	円	円	円	
合計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (施設整備事業) (1) 事業費 (2) 附帯事務費	円	円	円	円	注) 年月日
合計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

Ⅴ 添付資料

- 1 補助金の交付に関する規程等
- 2 設計書（実績報告の際は以下の資料）
  - ア 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
- 3 交付申請時に事業実施主体からの消費税等仕入控除税額についての届出書を添付すること。



# 消費税等仕入控除税額についての届出書

文書番号  
年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
(又は 群馬県知事 氏名)

住 所  
名 称  
代表者等名

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当し(又は、する見込みであり)、消費税等仕入に係る税額については控除対象となりますので、補助金の消費税等仕入控除税額については〇〇〇円で申請いたします。

## 記

1 対象期間：自 年4月1日  
至 年3月31日

2 特定収入割合計算式

(注1) 当届出書の内容が該当する事業とは、以下の場合が考えられます

- ・ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える法人が事業を実施する場合
- ・ 資本または出資の金額が1千万円以上の新設法人(社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人を除く)が事業を実施する場合
- ・ 地方公共団体が特別会計を設けて事業を実施し課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合で、特定収入割合が5%以内となる場合
- ・ 課税事業者を選択する場合等

(注2) 事業実施主体が任意組合の場合には、別紙参考様式を添付する。

(参考様式)

構 成 員 名 簿

事業実施 主体名			
所在地			
職 名	氏 名	住 所	課税区分

※ 事業主体が任意組合の場合は作成する。

課税区分欄には、構成員の消費税の課税の区分により「課税」「簡易課税」「免税」のいずれかを記入する。

年度群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金変更等承認申請書

文書番号  
年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
(又は 群馬県知事 氏名)

市町村長名 氏 名

市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業  
について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金  
交付要綱第4の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。交付  
決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正したページを添付して提出すること。なお、  
添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものを添付する  
こと。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- 2 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- 3 補助金の額が増額する場合は、件名の「変更等承認申請書」を「変更及び追加交付申請  
書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、群馬県畜産競争力強化対策整備事業  
費補助金交付要綱第4の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、群  
馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱第4の規定に基づき、補助金〇〇〇  
円を追加交付されたく申請する。」とする。

年度群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金遂行状況報告書

文書番号  
年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
(又は 群馬県知事 氏名)

市町村長名 氏 名

市町村以外の場合
所在地
団体名
代表者 氏 名

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日まで に完了したもの		〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式1号の記のIIの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

年度群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金概算払請求書

文書番号  
年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
(又は 群馬県知事 氏名)

市町村長名 氏 名

市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記により金円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

区分	対 象 事業費	補助金 交 付 決定額	既 受 領 額		今 回 請 求 額		残 額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	月日迄 出来高	金額	月日迄 予 定 出来高	金額	3月31日 迄 予 定 出 来 高		
			円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式1号の記のⅡの表の「区分」の欄に記載された事項について記載する。  
2 交付決定が変更された場合には、備考欄にそのすべてを記入すること。

・概算払いを必要とする理由

年度群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金実績報告書

文書番号  
年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
(又は 群馬県知事 氏名)

市町村長名 氏 名

市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱第9に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として、群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金〇〇〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。ただし、事業の実績が交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」と加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し及び確認のための資料（出来高設計書、財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。（経費見合いのものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

【振込先】 金融機関：

口座番号：(普通・当座)

口座名義(か)：

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

文書番号  
年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
(又は 群馬県知事 氏名)

市町村長名 氏 名

〔市町村以外の場合〕  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名

年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱第9第4項の規定に基づき報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 群馬県補助金等に関する規則第7条の補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け群馬県指令 第 号による額の確定通知 額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額  | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額                        | 金 | 円 |

4 補助金返還相当額（3－2）

〔注〕記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔注〕消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔注〕記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料



## 財 産 管 理 台 帳

団体名		事業実施年度	年度			農林水産省所管補助金名		畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業の内容						工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
事業種目	事業主体	工種構造設置区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分									
								国庫補助金	県費	市町村費	その他						
							円	円	円	円	円						
合 計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。